

## 【槇尾川ダム】

意見 ( )は意見書番号・ 意見陳述	府 の 見 解
[過去の洪水被害]	
<p>○過去の水害は誇大宣伝されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム計画の契機となった昭和57年災害の実態を検証すべき。 (25) (47)</li> <li>神田橋付近の浸水は、殿原井堰の堆積土砂が原因であり、井堰を転倒式にすれば簡単に解消する。 (33) (37) (39) (45) (46) (47)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和57年8月の台風10号の被害については、槇尾川ダムのパンフレットの53戸は、水害統計に記載された数字をそのまま掲載していたものでありますが、その後、和泉市の調査資料等を基に調査を行なった結果、参考-1に示すように和泉市全域で約3900戸、そのうち槇尾川流域では浸水家屋約530戸、浸水面積約11haの被害を受けたことが判明したため、それを市広報等に掲載したものです。決して被害を誇大に宣伝しているものではありません。なお、水害統計の数字は当時の速報値をそのまま掲載したものであると思われる。 (参考-1：昭和57年8月災害被害状況)</li> <li>ご提案の井堰の改築は、槇尾川の改修計画の一部として予定しているところですが、河川改修としては、槇尾川全体の治水レベルを上げる必要があります。当該箇所のみでは一部区間の流下能力を上げるに過ぎず、抜本的な治水対策にはなりません。したがって、井堰を改築し、井堰付近の堆積土砂を撤去するだけでは、神田橋付近及び槇尾川全体の浸水は解消されません。 (参考-2：井堰上流部流下能力検討)</li> </ul>
[効果]	
<p>○河川改修とダム計画の関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大津川の河川改修が終わっているのだからダムは不要ではないか。</li> <li>ダムはムダである。 (1) (9)</li> <li>横山地区の河川改修は進んでいない。横山地区が本当に危険であるならば、15年以上も改修がされないことはない</li> </ul> <p>○費用便益比(B/C=10.4)の算定根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水氾濫防止区域に改修の終わった大津川流域が含まれている。これは省くべき。</li> <li>費用対効果の算定根拠を明確にすべき</li> </ul> <p>○不合理なダム計画位置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>槇尾川ダム地点の流域面積は、3.4 km<sup>2</sup>であり、大津川水系全体の3%しかなく、不合理なダム計画である。 (25) (26) (46) (58)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大津川(河口から槇尾川と牛滝川の合流点まで)については、1/100の改修は終わっています。槇尾川ダムは、槇尾川の洪水に対する安全度を高めるものであり、現在、同川の治水安全度は非常に低い状況です。このため、当面、時間雨量50ミリに対応出来るよう改修を進めていますが、この対策だけでも、まだ10年程度要する予定であり、100年に1度の雨に対応出来るようになるには、さらに、そのあとまだ相当な年数がかかることとなります。 槇尾川ダムが完成すれば、槇尾川全川にわたってその効果を発揮し、特に上流部に対しては大きな治水効果を発揮します。(父鬼川合流点上流部：8.5 m<sup>3</sup>/s⇒10 m<sup>3</sup>/s) これらのことからダムの有効性は高いと考えます。 (参考-3：下流河川状況図)</li> <li>河川改修工事は、上流の流下能力の増大が下流の洪水流量の負担の増加を招かないよう、下流から上流に進めていくことが原則です。槇尾川では、現在、時間雨量50ミリに対応出来るよう改修工事を下流から順次実施しており、横山地区の改修を放置していたわけではありません。 なお、横山地区のうち父鬼川合流点より上流部分については、ダムの設置により、概ね現行の河川幅のなかで治水対策が行えます。</li> <li>費用便益比(B/C：治水事業を実施することによる想定被害軽減額を事業費で割った値)は建設省の基準である治水経済調査要綱に基づいて行っています。 大津川流域を洪水氾濫防止区域に含めているのは、槇尾川の破堤による洪水が地形条件(地盤高、地形勾配)から、下流の大津川流域まで流れると想定しているためです。 (参考-4：槇尾川ダムの費用対効果について)</li> <li>参考-4参照</li> <li>昭和57年8月豪雨を契機に、槇尾川の治水対策の手法の検討を始めました。 槇尾川については、後述の代替案の比較検討により治水ダム+河川改修で治水対策を行うこととしました。 そこで、上流部の父鬼川、槇尾川、東槇尾川の各候補地について、ダムサイトの比較検討を行った結果、地形、地質、経済性、ダムの効果などから最も有利な槇尾川にダムを建設することとなったものです。 (比較検討の概略について、参考-5に示します。詳細資料は必要に応じ、公開いたします。) (参考-5：ダム位置比較表) 槇尾川ダムが完成すれば、槇尾川全川にわたってその効果を発揮し、特に上流部に対しては大きな治水効果を発揮します。(父鬼川合流点上流部：8.5 m<sup>3</sup>/s⇒10 m<sup>3</sup>/s)</li> <li>ダムの効果は、ダム地点での集水面積の大小でなく、ダムの洪水調節により下流にどれだけの洪水被害軽減効果をもたらすかが重要です。槇尾川ダムの費用便益比は、10.4であり洪水防御に対する費用対効果は高いと考えます。</li> </ul>

## 【槇尾川ダム】

意見 ( ) は意見書番号・ 意見陳述	府 の 見 解
[効 果] (続き)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 槇尾川は、洪水の到達が早く、ダムを建設するならば、父鬼川の方が効果的である。(47)</li> <li>○ダムの効果の発現範囲</li> <li>・ 槇尾川のような小さい川になぜダムが必要なのか。(2) (9) (18) (25) (44) (46) (58)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 板原橋までの流路延長を比較すると、父鬼川ダム地点の方が、槇尾川ダムより長く、(槇尾川15.9km: 父鬼川21.0km) 板原橋地点のピーク流量に対して同じ効果を発揮しようとする、父鬼川ダムの規模の方が大きくなり、非効率的となります。        板原橋地点で <math>50 \text{ m}^3/\text{s}</math> の流量を低減するために、        槇尾川ダム地点では <math>85 \text{ m}^3/\text{s} \Rightarrow 10 \text{ m}^3/\text{s}</math> ( <math>75 \text{ m}^3/\text{s}</math> カット )        父鬼川ダム地点では <math>123 \text{ m}^3/\text{s} \Rightarrow 9 \text{ m}^3/\text{s}</math> ( <math>114 \text{ m}^3/\text{s}</math> カット )        のカット分を貯留できるダムがそれぞれ必要となります。        (参考-6: 槇尾川ダム、父鬼川ダムにおける治水効果検証)</li> <li>・ 普段は穏やかに流れている川も、大雨の時にはその姿が大きく変化します。平成10年9月22日の台風7号による雨の時の状況を参考-7に示します。この程度の雨でも、槇尾川の水量がかなり増加しております。よって平常時の流況のみでダムの必要性を判断することはできません。槇尾川ダムは槇尾川全川にわたってその効果を発揮し、特に上流部では効果が大きいことから、ダムの有効性は高いと考えます。        (参考-7: 平成10年9月22日の台風7号による雨の状況)</li> </ul>
[計算根拠等]	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○板原橋基準地点 <math>750 \text{ m}^3/\text{s}</math> の根拠</li> <li>①計画降雨量           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画降雨量の計算には、最近までのデータを加えるべき。(47)</li> </ul> </li> <li>②流出解析手法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流出解析手法は、中安法によっているが、槇尾川の実態に合っているか疑わしい。さらに、累加雨量が100mmを超えると、それ以降の降雨が全て流出することとしているのは問題である。(47)</li> </ul> </li> <li>・ ダム地点の流域面積は小さく、ピーク流量 <math>85 \text{ m}^3/\text{s}</math> は過大である。このような流域では、合理式を用いるのがよく、流出係数を75%として        逆算すると時間雨量は <math>120 \text{ mm/hr}</math> となり、関西地方で降る雨とは考えられない。(47)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 槇尾川ダムは大津川水系の支川である槇尾川に位置しており、治水計画の一貫性の観点から河川とダムの計画降雨量は同じとすべきであります。大津川水系の治水計画は、昭和40年当初から検討に入り、昭和46年にその基本となる流量等を定めたものであり、計画降雨の算定には、気象台岸和田観測所の明治24年～昭和39年の降雨を用いています。ちなみに、この間の昭和27年には計画を超える雨(日雨量 <math>362.5 \text{ mm}</math>) が観測されています。また、近年でも各地で記録的な豪雨が観測されています。既往洪水による再度災害を防止する観点からも、計画降雨は決して過大ではなく、不用意に計画降雨を下げるのは危険であります。        (参考-8: 岸和田、大阪管区気象台 年最大日雨量)</li> <li>・ 上述のように治水計画は、大津川水系全体で計画しており、治水計画の一貫性の観点から同じ水系においては、流出解析手法は同じにすべきです。</li> <li>・ 流出解析手法には、様々な方法がありますが、建設省河川砂防技術基準(案)にもありますように採用した手法において実績洪水の流出波形と流出解析結果が整合することが重要です。また、損失雨量については固まった学説はなく、100年確率規模のような大雨、長雨の時は、山の保水能力はほとんど期待出来ないため、治水計画を立案する際には、ある程度の降雨があった以降の損失雨量は0としています。なお、参考-9に示した降雨は流域平均降雨のグラフであります。流出解析は小流域毎に実測の降雨データを用いて行っており、各流域で雨の降り方も異なっているため、雨のピークと洪水のピークのずれがどの降雨パターンでも同様に説明できるものではありません。        (参考-9: 平成元年、平成7年流出モデル実測検証)</li> <li>・ ご指摘の合理式を逆算してお求めになった雨量( <math>120 \text{ mm}</math> ) は、洪水到達時間内の平均降雨強度であり、一時間の降雨量ではありません。ちなみに、ダム流域において、仮に合理式を用いて計算した場合、計画流量とほぼ同程度の計算結果が得られます。  <math display="block">Q = (1/3.6) \times f \times r \times A</math> <math display="block">f : \text{流出係数 (山地の } 0.7 \text{ とする)}</math> <math display="block">r : \text{洪水到達時間内の降雨強度 (ダム地点の洪水到達時間は } 20 \text{ 分より、} 20 \text{ 分間の } 100 \text{ 年確率雨量が } 44.2 \text{ mm} \text{ であることから、降雨強度は、}</math> <math display="block">r = 44.2 \text{ mm} / 20 \text{ min} = 132.6 \text{ mm/hr}</math> <math display="block">A : \text{流域面積 ( } 3.4 \text{ km}^2 \text{)}</math> <math display="block">Q = (1/3.6) \times 0.7 \times 132.6 \times 3.4 = 87.7 \text{ m}^3/\text{s}</math>       (参考-10: 合理式と流域の関係)</li> </ul>

## 【槇尾川ダム】

意見 ( )は意見書番号・ 意見陳述	府 の 見 解
[計算根拠等] (続き)	
<p>③計画高水流量85m<sup>3</sup>/sの根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箕面川ダムの考え方で槇尾川ダムのピーク流量を計算すると57m<sup>3</sup>/sになる。約5割り増しの85m<sup>3</sup>/sとしているのはなぜか。</li> </ul> <p>④降雨モデルの設定に疑問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ピーク流量を決定する際に、実績降雨でなくモデル降雨を用いたのは、流量を過大に与えている。(47)</li> </ul> <p>○ダムの常時貯水量40万m<sup>3</sup>の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全容量(130万m<sup>3</sup>)の1/3(40万m<sup>3</sup>)を常時貯水してどうして治水効果があるのか。危険の創出である。</li> </ul> <p>○超過確率洪水に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画を超えるような雨が降った時の対策も重要であり、遊水地やため池の活用が必要。万町にある有効利用されていない土地を遊水地として利用すればよい。(47)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画降雨及び洪水到達時間等が異なっていることから、他のダムとの流域面積の比でピーク流量は算出できません。(流域が大きくなるほど、単位面積当りのピーク流量は小さくなる傾向にあります。)(参考-10:合理式と流域の関係)</li> <li>・想定降雨波形は、大津川水系の治水計画に用いたものであり、当時は近傍の観測所で時間雨量等のデータが得られていなかったため、大阪管区気象台の実測降雨波形を基に、これをモデル化したものです。また、モデル降雨による計算と、その後槇尾川流域で観測された実績降雨データを引き延ばして計算された結果を比較しても、モデル降雨によるピーク流量が過大であるとは言えません。(モデル降雨:710m<sup>3</sup>/s、実績降雨(昭和57年7月降雨の引伸):698m<sup>3</sup>/s)(参考-11:大津川流域計画降雨波形)</li> <li>・槇尾川ダムの全容量は約130万m<sup>3</sup>であり、そのうち洪水調節容量は約80万m<sup>3</sup>、不特定利水容量(動植物の保護、水質改善・保全、景観、既得農業用水の安定取水に必要な流量を下流に流すために必要な容量)は約40万m<sup>3</sup>、堆砂容量は約10万m<sup>3</sup>となっております。洪水調節容量は洪水に備えるため、普段は空にしており、これが治水効果となります。また、河川管理者は河川の流水の正常な機能を維持し、河川環境の整備と保全を図る(河川法第1条)ため、ダムを建設する際には、我が国においては10年に一度の渇水にも対応できる不特定利水容量を確保することが一般的です。この不特定利水容量については、渇水時にも下流河川の環境保持が図られるよう、普段は水を貯えておくこととなります。</li> <li>・ダムの安全性については、後述します。(参考-12:貯水池容量配分図)</li> <li>・槇尾川の流域の治水安全度を向上させることが、まずは急務であります。その対策として槇尾川の治水手法について比較検討を行った結果、治水ダム+河川改修によることとしています。</li> </ul>
[代替案等]	
<p>○ダム以外の治水手法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム以外の治水手法を考えるべきである。(河川改修、固定堰の改修、遊水地、森林の育成、水田、総合治水等)(1)(2)(5)(9)(25)(29)(35)(38)(45)(46)</li> <li>・東槇尾川上流の採石場跡地を遊水地にすれば、自然に配慮した治水対策が安く出来る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・槇尾川の治水計画を策定するにあたり、河川改修や遊水地の建設等の他手法との比較検討を行った結果、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的にダムが有利である</li> <li>・人家の移転戸数が少ない</li> <li>・下流河川の流況の改善が図れる:渇水時においても河川に水が流れることにより、水生生物の生息環境及び河川の浄化作用が確保できる</li> <li>・ダム下流の全川にわたり一定の治水効果がある。</li> </ul>           などの理由からダムと河川改修を組み合わせた手法が最も適した手法であります。なお、この比較検討は、同等の治水効果をもたらす手法について行ったものです。(参考-13:治水事業比較検討)         </li> <li>・森林の保全は重要であり、治水に一定の効果はあると考えられますが、その治水効果を定量的に把握するのは困難であります。例えば、長雨や大雨で森林の土壌が飽和状態になると、洪水を緩和する効果は、ほとんど得られません。</li> <li>・東槇尾川の採石場跡地の遊水地化については、流域面積(2.0km<sup>2</sup>)がダム予定地の流域面積(3.4km<sup>2</sup>)に比べ小さいため、複数の採石場を利用する必要があります。試算によると、用地取得面積が大きくなり、建設工事費も増大します。(参考-13:治水事業比較検討)</li> </ul>

## 【槇尾川ダム】

意見 ( )は意見書番号・ 意見陳述	府 の 見 解
[代替案等] (続き)	
<p>○堆積土砂の撤去を行えばダムは不要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川内に堆積した土砂の撤去を行えばダムは不要である。 (33) (37) (39) (45) (46) (47)</li> </ul> <p>○今後、必要な額で比較すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代替案の事業費比較は、河川改修の進行状況も考慮して比較すべきである。 (47)</li> </ul> <p>○ダムの維持管理費が含まれていない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間の維持管理経費も含めて比較を行うべき。 (47)</li> </ul> <p>○府の負担額の比較</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム事業費の府負担額及び地方債も考慮して他の代替案との比較を行うべきである。 (47)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の治水計画は、断面の拡大による河川改修とダムを組み合わせた方法を用いることとしています。堆積土砂は適宜、除去を行っているところでありますが、堆積土砂の除去は現状の流下能力を確保するだけに過ぎず、治水レベルの向上は図られません。</li> <li>事業費比較の検討は、事業着手時点で比較するものであります。仮に、現時点で比較するとしても、河川改修の進捗状況を考慮すれば、ダム建設を前提とした断面で改修されている河川を再改修する必要が生じ、河川改修の事業費が増大することとなります。</li> <li>将来の維持管理費を正確に把握することは困難です。建設省の治水経済調査要綱によれば、施設の年維持管理費は堤防方式でもダム方式でも事業費の0.5%と想定することとされており、この仮定に基づくと、槇尾川の治水対策では、事業費の小さい、ダム+河川改修方式の方が維持管理費も小さくなると考えられるため、代替案比較の際には考慮しておりません。</li> <li>府の負担額は、事業費の半分となっております。ダムでも河川改修でも事業費の府負担や地方債に関しては同様です。</li> </ul>
[安全性]	
<p>○ダム本体の安全性、地すべり等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダムが万一壊れたときや、湖面の山が崩れたときは危険である。 (58)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダムの設計、施工にあたっては「河川管理施設等構造令」や「建設省河川砂防技術基準(案)」に基づき行います。現在まで、日本においてこの技術基準によって建設されたダムで地震等により、構造上の安全性が損なわれるような被害を受けたダムはありません。また、ダム周辺の地すべり等については、周辺の地質を調査したり、航空写真により地すべり地形を判読したりして、安全性の検討を行っています。 (参考-14:地すべり検討結果)</li> </ul>
[自然環境への影響]	
<p>○自然を残すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダムは自然破壊である。自然を残してほしい。 (1) (3) (11) (27) (35) (36) (38) (39) (41) (43) (44) (45) (57) (61) (63) (64)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>槇尾川ダムの湛水面積は約10haで府の環境影響評価条例に基づくアセスメント(湛水面積50ha以上)の対象外です。しかしながら、槇尾川ダムにより、周辺の自然が改変されるのは事実です。このため、ダム建設予定地及びその周辺において、平成5~9年の間、自然環境についての現地調査を実施し、その結果を、冊子「槇尾川ダムの自然」にまとめ本年5月、府立図書館、エコセンター、関係市町等に送付し、自由に閲覧していただけるようにしています。ダム建設にあたっては、ダムによって改変される環境をできる限り現在の水準に近づけることを基本に考え、学識経験者や関係者のご意見を聞きながら、必要な対策について検討してまいります。 (参考-15:自然環境調査結果概要)</li> </ul>

## 【槇尾川ダム】

意見 ( )は意見書番号・ 意見陳述	府 の 見 解
[自然環境への影響] (続き)	
<p>○自然環境に与える影響・対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム事業が自然環境に与える影響及び対策を明らかにすること。報告書「槇尾川ダムの自然」は、環境影響評価の体裁をなしていない。(1) (45) (47)</li> </ul> <p>・ダムから放流される水により、下流河川の水質悪化が予想される。</p> <p>○失われる自然価値の影響の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・失われる自然の価値、文化的価値、景観等のマイナス面を金銭におきかえて評価すべき。(5) (47)</li> </ul> <p>○近郊緑地保全区域内の開発行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近郊緑地保全区域内において、自然に大きな影響を与えるダム建設は納得いかない。(47)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この調査では、調査区域の森林の大部分は、その多くがスギ、ヒノキの植林、いわゆる人工林が占めています。ダム建設予定地内においてレッドデータブックの全国版あるいは近畿版に記載されているものは、植物ではサツマイナモリ、イズミカンアオイ等9種があり、動物ではありませんでした。また、記載はされていませんが、大阪では珍しいものや北限、南限などの分布限界になるとと思われる植物の種が3種あります。(アケボノシュスラン、カギカズラ、ナチクジャク)なお、御意見にあるウチョウランについては、わが方の調査では調査区域内で確認されていません。また、オオタカについても同様に調査区域内で確認されていません。わが方としても追跡調査を実施したいと考えておりますので、確認情報の詳細を御教示下さい。ダム建設予定地の周辺で確認された種は、その周辺部においてもすべての種が確認されているため、ダム建設により消滅することはないと考えます。しかしながら、ダム建設にあたっては、ダムによって改変される環境をできる限り現在の水準に近づけることを基本に考えており、学識経験者の指導を得ながら、動植物の保護及び保全を図るべきものについて、必要な調査、影響検討、評価、対策等を実施し、これらも広く一般府民の方々にお示ししていきたいと考えています。</li> <li>・ダムの完成により、正常流量を確保し、動植物の保護、水質保全、景観、既得農業用水の安定取水に必要な流量をダムから補給することとしており、これは、下流の河川環境の改善に資するものと考えています。また、ダム上流の状況から貯水池が富栄養化する可能性は低いと考えられますが、今後、水質予測を行い、必要な対策について検討してまいります。</li> <li>・現段階では、CVM等の方法が試行されていますが、その手法はまだ確立されていないため、評価を行ってはいません。しかしながら、環境の価値を把握するため、前述のとおり自然環境調査は行っています。今後も引き続き必要な調査、影響検討、評価、対策等を実施し、ダムによって改変される環境をできる限り現在の水準に近づけるよう努力いたします。また、現在、本委員会において、評価システムの充実を図るため、定性的評価を拡充し、事業効果を評価する試みが行われています。</li> <li>・ダム建設予定地周辺は、無秩序に市街化されないよう保全すべき区域としての「近郊緑地保全区域」に指定されています。区域内においても公益性の高い施設の設置は可能です。槇尾川ダムは、下流の住民の方々生命と財産を守る高い公益性を有する施設です。</li> </ul>
[歴史的・文化的価値への影響]	
<p>○施福寺への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的文化的のある施福寺がダムによりその価値が損なわれる。(35) (43) (44) (61)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・槇尾山施福寺は、西国四番札所として、歴史的、文化的にも重要な建築物であると認識しております。施福寺そのものは、ダム計画区域よりさらに上流にあり、ダムによる影響を直接受けません。ダム事業により水没する槇尾山仏並線沿いに存する歴史的な遺物については、付替工事にあたり関係機関と協議を行い、新しい道路に復元する等の対策を検討してまいります。なお、平成10年10月に、施福寺からも和泉市長あてにダム事業建設促進要望書が提出されその中でも槇尾川ダムが、槇尾山ひいては横山地域の振興につながるものと期待されております。</li> </ul>

## 【槇尾川ダム】

意見 ( )は意見書番号・ 意見陳述	府 の 見 解
[透明性]	
<p>○ダム計画の決定過程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム計画の決定過程が疑問である。事業計画段階から情報公開ならびに住民・市民参画がなく、事業の透明性が見られない。周辺住民の反対によりダムサイトが父鬼川から槇尾川に変更されたのではないか。</li> </ul> <p>(1) (18) (26) (37) (45) (47)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>槇尾川の治水計画については、昭和57年8月の豪雨を契機に検討を始めました。槇尾川については、比較検討の結果、河川改修と治水ダムで対応することとし、その後、ダムサイトの位置について槇尾川、東槇尾川、父鬼川で検討を行い、地形、地質、ダムの効果等から槇尾川上流部にダムを建設することとしました。地元説明については、その後、現ダムサイトである槇尾川ダムの地元の皆様方に対して説明を行ったものです。よって、住民の方々の反対によりダムサイトが変更されたものではありません。</li> </ul> <p>ダム事業の実施にあたっては、調査段階から地元説明会を開催しています。</p> <p>最近では、平成10年10月に、ダム建設により地域の活性化を進めるため、地元地区を含む和泉市南部2連合町会によって構成される「南部地域まちづくり協議会・ダム部会」が設置され、地域住民が参画し、ダムを活かした南部地域のまちづくりのあり方について活動を行っておられます。</p> <p>今後とも、引き続き、事業を進めるにあたっては、透明性の確保に努めてまいります。</p>
[その他]	
<p>○日米のダム比較</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府も財政再建のおり、アメリカのように20世紀開発を反省し、ダム建設を中止すべきである。</li> </ul> <p>(1) (34) (42) (61) (63)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アメリカと日本では、河川の特長や水資源事情(開発レベル)が異なり、ダムに対する取り組みも異なるのは当然です。我が国では、国土の約7割が山地であり、河川は急勾配で河川延長も短くなっています。(参考-16)</li> <li>また、洪水の時の流量と普段の流量の差が大きく、瞬時に大洪水となり、瞬時に水が減少する傾向にあります。(参考-16)</li> <li>このことより、ダムの容量に対する流量カットの効果は、日本の方が大きい。</li> <li>さらに、国土の約10%にあたる洪水氾濫区域に総人口の約50%に人が居住し、全国の約75%の資産が集中しています。(参考-17)</li> <li>そのような箇所では河道拡幅は困難であり、上流部で洪水をカットするダムは非常に有効な手段です。</li> <li>水資源の面からも、日本のダムの貯水容量は約200億m<sup>3</sup>で、これはアメリカのフーバーダム1基の約半分、全米のダム全体の約1/18にしか該当しません。(参考-17)</li> <li>このように、アメリカでは、古くからダムを建設してきており、開発水量も日本と比較にならないほど多く、ダムという将来への財産をきちんと整備し、相当の水準に達しており以上のことから、アメリカの状況をそのまま我が国に適用できるとは考えられません。(参考-18)</li> <li>水害保険や洪水氾濫区域への居住制限については、まだ日本ではそのような社会的状況ではないと考えます。現在、日本においては、住民に危険な区域(洪水、土砂災害等)を周知する施策が始まったところです。</li> </ul>